女子大学生ICT駆動ソーシャルイノベーションコンソーシアム 会則

第1条(名称)

任意団体である本会は、女子大学生ICT駆動ソーシャルイノベーションコンソーシアム(以下「本コンソーシアム」)と称する。英文名は"Women's University students ICT-driven Social Innovation Consortium" とする。

第2条(目的)

コンソーシアム設立の目的及び全体構成は、別紙のとおりとする。

第3条(事業内容)

本コンソーシアムは、別紙の目的を達成するために、次に掲げる事業(以下「本事業」という。)を 行う。

- (1) プログラミング教育プログラムの提供
- (2) 会員同士の交流の場の提供
- (3) イベントやインターンの実施
- (4)技術調査および研究開発
- (5) ワーキンググループの運営
- (6) その他研究および人材の育成に資する活動

第4条(事業年度)

本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第5条(会員)

本活動要綱における会員とは、本コンソーシアムの目的及び趣旨に賛同する者であって、次条第1項 に基づき本コンソーシアムへの入会を承認された者をいう。

第6条(会員の入退会等)

- 1. 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、第12条に定める運営委員会(以下「運営委員会」という。)所定の方法により入会の申し込みを行い、運営委員会がこれを承認した場合、入会を決定する。
- 2. 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、理由とともにその旨を運営委員会に通知し、運営委員会の承認をもって退会が決定する。ただし、退会以前に納付した会費は返還されず、また、会費の未納または不足が生じている場合には、会員はこれを完納しなければならない。
- 3. 会員は、所定の申込書に記載された会員名、連絡先、代表者名、その他本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を運営委員会に届け出るものとする。
- 4. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会は当該会員と協議の上、必要な場合は運

営委員会の議決を経て、本コンソーシアムから当該会員を除名することができる。

- (1) 会費の滞納があるとき
- (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
- (3) 本活動要綱に違反し、期間を定めて催告した後も是正されないとき

第7条(会員の種別)

会員の種別は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)法人会員

前条第1項に基づき入会を承認された法人格を持つ団体

(2)活動会員

前条第1項に基づき入会を承認された法人格を持つ団体であって第11条に定める会費の支払いを 免除された団体

(3) 研究室会員

前条第1項に基づき入会を承認された大学等の教育機関における研究室単位での個人

(4) 大学会員

前条第1項に基づき入会を承認された大学等の教育機関

第8条(会員の権利)

会員は、次の各号の権利を有するものとする。

- (1) 本コンソーシアムのメンバー間の交流会への参加
- (2) コンテスト、勉強会等の各種イベント開催案内の取得
- (3) コンソーシアムのWebページにおける会員団体名の掲載
- (4) 第10条に定める特典を受ける権利(研究室会員、大学会員のみ)
- (5) 別途、運営委員会が案内するワーキンググループへの加入及び脱退

第9条 (会員の義務)

- 1. 法人会員又は研究室会員、大学会員は、次の各号の義務を負うものとする。
- (1) 第11条に定める会費の支払い
- (2) 本活動要綱その他本コンソーシアムの運営に関し運営委員会が定める諸規程の遵守
- (3) 運営委員会の議決の遵守
- (4) 本コンソーシアムの目的を達成するための本事業への協力
- (5) 運営委員会が管理するWeb上に会員の名称、商号等を掲載することの承諾
- 2. 活動会員は次の各号の義務を負うものとする。
- (1) 本活動要綱その他本コンソーシアムの運営に関し運営委員会が定める諸規程の遵守
- (2) 運営委員会の議決の遵守
- (3) 本コンソーシアムの目的を達成するための本事業への協力
- (4) 運営委員会が管理するWeb上に会員の名称、商号等を掲載することの承諾

第10条(会員特典)

- 1. 研究室会員は、次条に定める会費を納入することで、次の各号に定める会員特典を受けることができるものとする。
- (1) 富士通クラウドテクノロジーズ株式会社が提供している「プログラミング出張授業」

(https://mbaas.nifcloud.com/education/lesson.htm)の無料受講(90分1回、ただし、実施日程等は事前に要調整)もしくは富士通クラウドテクノロジーズ株式会社が出版している「Monaca とニフクラ mobile backendで学ぶはじめてのプログラミング~クラウド連携アプリ開発編~」

(https://mbaas.nifcloud.com/education/index.html) とアシアル株式会社が出版している「Monacaで学ぶはじめてのプログラミング ~モバイルアプリ入門編~」

(https://edu.monaca.io/book/a1) の学習参考書の贈呈。ただしそれぞれ5冊まで。

- 2. 大学会員は、次条に定める会費を納入することで、次の各号に定める会員特典を受けることができるものとする。
- (1) 富士通クラウドテクノロジーズ株式会社が提供している「プログラミング出張授業」

(https://mbaas.nifcloud.com/education/lesson.htm)の無料受講(90分3回、ただし、実施日程等は事前に要調整)もしくは富士通クラウドテクノロジーズ株式会社が出版している「Monaca と ニフクラ mobile backendで学ぶはじめてのプログラミング~クラウド連携アプリ開発編~」

(https://mbaas.nifcloud.com/education/index.html) とアシアル株式会社が出版している

「Monacaで学ぶはじめてのプログラミング ~モバイルアプリ入門編~」

(https://edu.monaca.io/book/a1) の学習参考書の贈呈。ただしそれぞれ15冊まで。

3. 前項に基づく会員特典は、本コンソーシアムの運営状況により、変更もしくは終了する場合があります。

第11条(会費)

- 1. 本コンソーシアムの会費は法人会員、大学会員15万円(年間)、研究室会員5万円(年間)とする。
- 2. 会費は、原則として、事業年度ごとに年度内一括払いとする。
- 3. 会員が事業年度の途中で退会する場合、既に納入済みの会費の返金は行わない。

第12条(運営)

本コンソーシアムの運営は「女子大学生ICT駆動ソーシャルイノベーションコンソーシアム」運営委員会(以下「運営委員会」という。)が行う。

第13条(運営委員会)

- 1. 本コンソーシアムの運営委員会は、富士通クラウドテクノロジーズ株式会社と同一箇所(神奈川県川崎市)に拠点を置く。
- 2. 本コンソーシアムの運営委員会の構成員は別紙の通りとする。
- 3. 運営委員会の業務は次の各号に定める。
- (1) Webサイトの更新・管理

- (2) Twitterアカウントの運営
- (3) WebサイトのSSL証明書の更新(年4回)
- (4) イベント企画
- (5)会議開催
- (6)集会の企画・実施・運営
- (7) 申込管理
- (8) 会計
- (9) 監査
- (10) その他運営に必要な業務

第14条(会計)

本コンソーシアムの取引金融機関は別紙に定める通りとし、本コンソーシアムの名称を冠した代表者名義(会計責任者:津田塾大学 曽根原登 教授)により設けられた預金口座により、運営委員会の責任において出納管理するものとします。

第15条(監査)

当会の監査責任者は(大妻女子大学 井上俊也 教授) とし、監査担当者は次の各号に定める業務を行う。

- (1) 会計に関する適正性、適法性を監査する。
- (2) 第13条第3項に定める業務の遂行状況を監査する。
- (3) 年に1度監査報告書を作成し、運営委員会に報告する。
- (4) 上記各号に付帯する一切の業務を行う。

第16条 (成果物の著作権)

協賛企業の提供しているサービス・ツールを使用して運営委員会構成員の大学の学生が制作物を作成する場合、成果物の著作権は学生個人に帰属する。

第17条 (解散)

- 1. 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合に、運営委員会の議決を経て行う。
- 2. 本コンソーシアムが解散する際には残余財産の処分を行い、該当事業年度に支払った会費の金額に応じて分配される。

第18条(会則の改定)

本会則の改定については、運営委員会の議決を経て、決定する。

附 則

この会則は、令和3年2月22日から施行する。

会則改定日:令和5年7月12日

(別紙)

■本コンソーシアムの運営委員会の構成員 津田塾大学 総合政策学部 曽根原 登 教授 日本女子大学 理学部 長谷川 治久 教授 富士通株式会社 アシアル株式会社 富士通クラウドテクノロジーズ株式会社

■コンソーシアム設立の目的

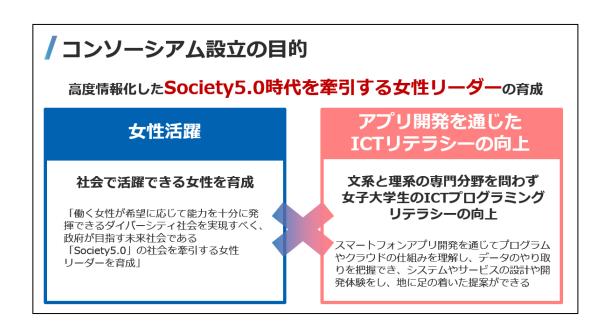
インターネットの登場以来、情報社会は発展の一途をたどってきています。初期のインターネットは、電子メールなど電話を補完する情報交換のツールとして使われていましたが、瞬く間に巨大なサイバー空間へと成長し、人の知を共有することができるツールとして生活に定着しました。近年、IoT(Internet of Things)や AI 人工知能(Artificial Intelligence)が普及し、モバイル通信の広帯域化、低遅延化が急速に進んでいます。IoT は実環境とサイバー空間との連携性を高め、さらにそこから得られる情報をビッグデータとして活用可能とします。モバイル技術の発展は環境や場所、時間を選ばず、情報と現実社会の連携を可能にしています。 また、そのような大量のデータの活用に対する要求が高まり、データサイエンスや AI の活用も進んでいます。このようにデータ活用によって、健全に社会を発展させる動きとして Society 5.0 が提唱されています。そこには、Cyber-Physical System やデータ駆動社会といった要素が発展的に取り込まれています。

このような変化の時代にあって、今後の社会を担っていく若者たちは、従前とは異なる構造をもった社会で活躍していかなければいけません。社会のさまざまなステークホルダーはモバイルや ICT 技術により結ばれ、そこに自分の考える未来価値を提案していかなければいけないのです。すなわち人やコミュニティ、社会、サイバー空間が有機的につながれた社会にあって、いかに自分の提案を実現するかが重要になります。しかしそれは、単にアイディアだけをアピールする能力だけでは不十分です。情報社会を動かしているエコシステムの中に協力者を見つけて開かれた協力体制を構築し、自らのアイディアを提案し、技術的実現性やデータ分析によるプランニングができなければなりません。しかも、これは分野を問わず、あらゆる営みの中で求められるものになっていきます。これからの社会では、ICT を活用しながら自らの個性を発揮するソーシャルイノベーションを起こせることが必須となると思われます。

少し話は変わりますが、現在の情報産業ではおよそ 2~3割の女性が活躍していると言われています。これは十分に高い値とは言えません。また、その中には高等教育において情報科学を専門としていない人材も多いともいわれています。さまざまな分野に活躍の場が開けていることは良いことですが、大学時代に学んだこととの差異があることは必ずしも望ましいことではありません。むしろ、自らの学びを活かし、ICTを活用して社会イノベーションを牽引していく力こそが重要と考えられます。情報産業が社会のあらゆる面と関わり合う中で、ジェンダーに偏りがあることは社会全体にとって考えなければいけない課題と思われます。一方で、少子高齢化の中、年々女子大学生の数が増加していることに着目し、我が国の女子高等教育を支える女子大学のノウハウを基礎として、ICTを活用したソーシャルイノベーション教育を推進する「女子大学生 ICT 駆動ソーシャルイノベーションコンソーシアム」を立ち上げることとしました。

本コンソーシアムでは、広い分野の学生が、社会に求められるイノベーションを考え、ICT を通じて実現す

ることを実践的に学ぶ機会を提供します。例えば、最も身近な ICT であるスマートフォンを活用し、各分野の研究テーマに即したアプリを作成、研究の実証実験を行うことを目標にプログラミングの学習の場を提供します。プログラミング学習を通して、ICT を活用する感覚を磨くことで、より実現性の高い研究が可能となると考えます。また、産業界との連携を推進し、あらゆる分野の学生が ICT を活用する知識やサービス産業に関する理解を深める機会を提供します。さらに、産業界には、現代の学生について理解を深め、学生にどのように社会に貢献できるかを誘発する機会を提供します。産業界と連携しながら、Society 5.0 を支える女性人材を育成していくことは、今後のわが国の将来の知識サービス産業の発展に向けて大いに寄与するものと考えます。



■全体構成

